

水戸市
地域生活支援拠点等の整備・運用に関する
ガイドライン

令和5年4月版

目次

0 このガイドラインについて

1 地域生活支援拠点等とは？

2－1 機能① 相談

2－2 機能② 緊急時の受入れ・対応

2－3 機能③ 体験の機会・場の提供

2－4 機能④ 専門的人材の確保・養成

2－5 機能⑤ 地域の体制づくり

3 地域生活支援拠点等の運用状況の検証

0 このガイドラインについて

障害のある方が地域で安心して生活できるよう、地域全体でその生活を支援する仕組みである「地域生活支援拠点等」については、その施策の基本的方向を、「水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（以下「第6期計画」といいます。）」において、次のように掲げています。

【第6期計画65ページ抜粋】

施策の基本的方向

- 本市には、様々な障害福祉サービス事業所や医療機関、ボランティア団体などが存在するため、地域生活支援拠点等に係る機能を複数有する場（多機能拠点）を設置するのではなく、既存の事業所等有する機能を有機的に連携する「面的な体制」によって地域生活支援拠点等を整備します。
- 地域自立支援協議会等を活用するなどして、地域生活支援拠点等に係る課題の検討や運用状況の検証を行います。

第6期計画を踏まえて地域生活支援拠点等を整備し、適切に運営できるよう、障害のある方を支援する機関や事業者の共通理解のもとに行動するための指針となるものが、このガイドラインです。

なお、地域生活支援拠点等の整備は、地域共生社会の実現に向けた支援体制として国が掲げる「全世代・全対象型地域包括支援体制」における障害福祉分野の**居住支援機能**として位置付けられるものと考えられます。

このガイドラインは、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、適宜、見直しを行います。

1 地域生活支援拠点等とは？

⇒障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制

地域生活支援拠点等は、「親亡き後」の備えや入所施設等から地域生活への移行を推進するために、障害のある方が安心して生活できるよう、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制のことです。

（１）地域生活支援拠点等がなぜ必要なのか？

障害のある方やその親の高齢化が進行していることから、「親亡き後」に備えるとともに、入所施設等から地域生活への移行を進めるため、障害のある方やその家族の緊急事態に対応できる体制の必要性が高まっています。このため、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点等」を整備する必要があるのです。

（２）水戸市ではどのように整備するのか？

地域生活支援拠点等の整備の類型には、次のとおり３種あります。

ア 障害者支援施設（入所施設）やグループホーム等に地域生活支援拠点等の機能を付加し、拠点とするもの（多機能拠点型）

イ 既存の事業所等が有する機能を有機的に連携することによって、地域生活支援拠点等の機能を面的に整備するもの（面的体制型）

ウ 多機能拠点型と面的体制型の組み合わせにより整備するもの（複合型）

水戸市には、多様な障害福祉サービス等事業所などがあることから、既存の事業所等が有する機能を有機的に連携する「面的な体制」によって地域生活支援拠点等を整備することとし、整備にあたってはこれまで地域自立支援協議会が構築してきた関係機関との連携（ネットワーク）を活用します。

（３）どのような状態を目指すのか？

障害のある方の生活を支援する機関・事業者が連携することにより、障害のある方が地域で安心して生活できるようになることを目指します。

（４）主な対象者は？

障害種別を問わず、障害のある方すべてを対象とするものですが、本人及び特に家族等によるサポート力が弱い方を想定します。

(5) 地域生活支援拠点等の機能とは？

地域生活支援拠点等には、5つの居住支援機能が想定されており、その具体的な内容と担い手として想定される社会資源は次のとおりです。

機能	具体的な内容	担い手として想定する社会資源
相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。	● 特定相談支援事業所 ● 一般相談支援事業所 ● 障害者相談支援事業所 ● 水戸市基幹相談支援センター ● 障害福祉課
緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害のある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。	● 短期入所事業所 ● 医療機関
体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場を提供する。	【場の提供】 ● 障害福祉サービス事業所（日中活動系、グループホーム） ● 賃貸住宅 【場の情報の提供】 ● 水戸市基幹相談支援センター ● 障害者相談支援事業所
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う。	● 水戸市基幹相談支援センター ● 障害福祉課
地域の体制づくり	地域のさまざまなニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。	● 地域自立支援協議会（地域生活支援部会） ● 水戸市基幹相談支援センター ● 障害福祉課

(6) 整備スケジュール

水戸市では、地域生活支援拠点等の整備スケジュールを、次のとおり、第6期計画に位置付けています。

【第6期計画65ページ抜粋】

目 標 指 標					
項 目			2021年度	2022年度	2023年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数			1 か所		
運用状況の検証及び検討の実施回数			1 回以上		
機能及び具体的取組	①相談	緊急時の支援が見込めない世帯の把握	実施		
	②緊急時の受入れ・対応	受入事業所（障害者支援施設等）の確保	実施		
		対象者と受入事業所とのマッチング	実施		
	③体験の機会・場の提供	体験利用可能な事業所の把握・情報提供	実施		
		障害者が利用可能な賃貸住宅の把握・情報提供	実施		
	④専門的人材の確保・育成	初級者向け研修の実施	実施		
		領域別（例：医療的ケア児，強度行動障害）研修の実施	検討	実施	
	⑤地域の体制づくり	相談支援機関のネットワーク構築	実施		
		地域自立支援協議会専門部会を活用したネットワーク構築	実施		

2-1 機能① 相談

【目的】親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整えておく

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能です。

（１）「緊急時の支援が見込めない世帯」の判断基準

緊急時の支援が見込めない世帯とは、次のような世帯を指すものとします。

- 主たる介護者（家族）が負傷、疾病、失踪又は死亡などの状態となった場合に、他の介護者（家族）を確保することができない世帯
- 介護者（家族）がいても、障害のある方の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を継続することが困難な状態になることが見込まれる世帯

（２）相談機能の運用

ア 緊急時の支援が見込めない世帯の把握

① 障害のある方が計画相談支援を利用している場合

特定相談支援事業所が、（１）の判断基準を参考にして、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

② 障害のある方が計画相談支援を利用していない場合

障害者相談支援事業所又は基幹相談支援センターが、障害のある方やその家族、地域住民などから相談・情報提供を受けた場合に、（１）の判断基準を参考にして、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

イ 予防的な取組の実施

① 障害のある方が計画相談支援を利用している場合

緊急時に備えるため、短期入所の体験利用を特定相談支援事業所が提案し、ニーズに応じて利用を調整します。また、緊急事態が発生したことを特定相談支援事業所に伝えるための手段を講じます。

② 障害のある方が計画相談支援を利用していない場合

障害のある方やその家族、地域住民などからの相談・情報提供に基づき、障害者相談支援事業所又は基幹相談支援センターが、ニーズに応じて、特定相談支援事業所の調整・紹介をし、計画相談支援の利用を開始した後は、①の取組に移行します。一方、計画相談支援の利用に至らなかった場合は、その方の緊急時に情

報提供できるよう、相談・情報提供を受けた障害者相談支援事業所又は基幹相談支援センターが情報を整理しておきます。

ウ 特定相談支援事業所の業務時間外における対応体制の確保

ア①で把握された方について、担当する特定相談支援事業所の業務時間外において対応する体制を確保する必要がある場合には、地域定着支援の活用を検討します。

2-2 機能② 緊急時の受入れ・対応

【目的】緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受入れを行う

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害のある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能です。

（１）短期入所事業所等の確保

障害福祉課は、地域生活支援拠点等の機能やそれらに係る市の取組について、短期入所事業所及び精神科病院等に説明し、取組への協力を求めます。特に、短期入所事業所を併設する障害者支援施設に対しては、障害者支援施設の設置主体が行政及び社会福祉法人に限られていることに鑑み、社会福祉法人の使命を踏まえて市の取組に協力するよう、要請します。

（２）緊急時の対応

ア 対応する機関

介護者の急病や障害のある方の状態変化等が生じた際には、次表の区分に示す機関が対応します。

区分			対応する機関
計画相談支援を利用している	特定相談支援事業所業務時間内（時間外に連絡がとれる場合を含む）		特定相談支援事業所
	上段以外	地域定着支援を利用している	一般相談支援事業所
		上段以外	ひとまず障害福祉課が対応し、その後、特定相談支援事業所に引き継ぐ
計画相談支援を利用していない			障害福祉課

イ 居宅での生活の継続に向けた判断・調整

- ① 障害のある方のニーズを把握し、引き続き居宅で生活できるかを判断
- ② 障害福祉サービス（短期入所を除きます。以下同じ）を利用すれば引き続き居宅での生活が可能であると判断した場合には利用を調整
- ③ 障害支援区分の認定を受けているものの、利用する予定の障害福祉サービスの支給を受けていない場合には、速やかに（業務時間外の場合は次の開庁日に）

障害福祉課に連絡

- ④ 障害福祉課は、緊急時であることに鑑み、障害福祉サービスの利用開始日等について特段の配慮のもと支給を決定
- ⑤ 障害支援区分の認定を受けていない場合には、法令上、通常の手続き決定ができないため、これに代わって、身体障害福祉法又は知的障害福祉法に基づいて障害福祉サービスを措置（※精神保健福祉法には障害福祉サービスの措置規定がないため、精神障害者に係る対応は要検討）

ウ 居宅での生活継続が困難な場合の対応

- ① イにて居宅での生活継続は困難であると判断
- ② 短期入所等での受入れを調整

次表を参考にして、短期入所等での受入れを調整する。

状態			調整する相手方
医療行為不要	短期入所支給決定あり	体験利用あり	体験利用した短期入所事業所
		体験利用なし	短期入所事業所
	短期入所支給決定なし	障害支援区分あり	短期入所事業所（速やかに障害福祉課に連絡し支給決定を受ける）
		障害支援区分なし	障害福祉課（障害福祉課が短期入所事業所の調整及び措置を実施）
要医療	自傷他害（のおそれ）あり		市保健所（業務時間外は警察）に通報
	難病患者（県在宅難病患者一時入院事業対象者）		市保健所地域保健課又は県疾病対策課
	その他		かかりつけ医。緊急度が高い場合は救急に通報

エ 在宅復帰に向けた調整

特定相談支援事業所等は、緊急受入れ後速やかに、在宅復帰に向けた調整を行います。

2-3 機能③ 体験の機会・場の提供

【目的】本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。

（１）体験の機会・場に関する情報の集約及び情報の提供

ア 情報の集約

体験利用を受け入れている障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、グループホームなど）事業所や障害のある方が賃貸可能な住宅（セーフティーネット住宅等）に関する情報を、基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所が把握し、基幹型支援センターが集約します。

イ 情報の提供

基幹相談支援センターは、集約した情報を、特定相談支援事業所、一般相談支援事業所及び障害者相談支援事業所等に提供します。情報提供を受けた特定相談支援事業所等は、障害のある方のニーズに応じた情報を適宜、提供します。

（２）障害福祉サービス等の体験利用の調整

障害福祉サービスの体験利用については、原則として、支給決定を受けたうえで実施することとし、次表を参考として調整するものとします。

ニーズの例	区分	体験利用を調整する機関
・施設や病院を退所して、障害福祉サービス等を利用しながら地域で生活したい ・親元を離れて生活することを見据え、グループホーム等の体験利用をしたい ・自宅又は賃貸住宅等でひとり暮らしができるよう、ひとり暮らしの体験をしたい	計画相談支援及び地域移行支援を利用している	一般相談支援事業所
	計画相談支援（障害児相談支援）を利用している	特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）
	計画相談支援（障害児相談支援）を利用していない	本人（保護者）。サービス利用計画の作成を要する場合は、基幹相談支援センターがセルフプラン作成を支援⇒（４）を参照

（３）障害福祉サービスの体験利用に係る支給決定等について

障害のある方が障害福祉サービスを体験利用（事業所の好意に基づく無償の体験利用の場合は除きます。）する場合は、当該サービスの支給決定とサービス利用計画への

位置づけが必要となります。障害福祉課は、サービス利用計画（案）に基づき、体験利用に必要な量と期間を支給決定します。

（４）障害福祉サービスの体験利用に係るセルフプランの作成等について

（２）の表に示すとおり、計画相談支援を利用していない方が障害福祉サービスの体験利用を希望する場合は、障害福祉サービスの利用が一時的・一過的になることが見込まれることから、障害のある方本人（保護者）がサービス利用計画を作成する（セルフプラン）ことを原則とします。

しかしながら、セルフプランの作成が容易でない場面が想定されます。このため、円滑にセルフプランが作成できるよう、基幹相談支援センターは、障害のある方本人（保護者）にセルフプランの標準例を示したり、助言を提供したりするなどの支援を行います。

2－4 機能④ 専門的人材の確保・養成

【目的】支援者の育成・スキルアップを図る

障害者等の支援に従事する職員のスキルを高めるとともに、医療的ケアが必要な方や強度行動障害がある方などに対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能です。

（１）初級者向け研修の実施

障害者等の支援に従事する職員のスキルを高めるため、障害福祉課が主催し、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所及び特定・一般相談支援事業所等の職員が参加する「水戸市障害者相談支援事業所等連絡会議」において、介護保険制度や年金制度など、障害者福祉と隣接する分野などについて学ぶ機会を設けます。

（２）領域別（専門的）研修の実施

医療的ケアが必要な方や強度行動障害がある方などに対して専門的な対応を行うことができる人材の養成については、県などが主催する研修の受講を、障害者等の支援に従事する職員に勧奨するほか、水戸市が主体となる研修を令和４年度から実施できるよう、内容や実施方法等について、障害福祉課及び基幹相談支援センター等において検討します。

2－5 機能⑤ 地域の体制づくり

【目的】地域のあらゆる社会資源をネットワーク化する

障害者等が地域で生活する際に生じるニーズに対応できる地域の社会資源（インフォーマルサービスも含むあらゆるサービスや支援のこと）の提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制（ネットワーク）の構築等を行う機能です。

（１）コーディネーターの配置

基幹相談支援センターの職員をコーディネーターに位置付け、地域の社会資源に係る情報を集約し、特定相談支援事業所等に提供するなどを通じて、障害者等が地域の社会資源を有効かつ円滑に利用できるよう、支援します。

（２）相談支援機関のネットワーク構築

「水戸市障害者相談支援事業所等連絡会議」において情報交換や事例検討などを実施することを通じて、相談支援機関のネットワークを構築し、地域のあらゆる社会資源に係る情報の共有化を図ります。

（３）地域自立支援協議会専門部会を活用したネットワーク構築

水戸市地域自立支援協議会に設置する専門部会のひとつである「地域生活支援部会」は、障害者等の地域での生活に必要な社会資源の検討・働きかけなどを主な役割としています。

このため地域生活支援部会は、相談支援機関等の協力を得て地域の課題を把握し、障害者福祉に係る関係者だけでなく、高齢者福祉に係る関係者や生活困窮者支援に係る関係者などとともに、地域課題に対応した社会資源を検討し、行政機関や地域団体、民間事業者等に対して、サービスや支援の構築を働きかけます。

3 地域生活支援拠点等の運用状況の検証

障害福祉課は、地域自立支援協議会を活用して、地域生活支援拠点等の運用状況を検証します。

なお、検証した結果は、ホームページ等を活用して、市民に周知することとします。